

各都道府県介護保険担当課（室）

各指定都市介護保険担当課（室）

御 中

← 厚生労働省老健局 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

計3枚（本紙を除く）

Vol.1477

令和8年3月13日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先

T E L : 03-5253-1111(内線 3949、3989)

F A X : 03-3595-4010

老高発 0313 第 1 号

老認発 0313 第 1 号

老老発 0313 第 1 号

令和 8 年 3 月 13 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局老人保健課長

（ 公 印 省 略 ）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

の一部改正について

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和 8 年厚生労働省告示第 87 号）が本日公布され、令和 8 年 6 月 1 日等から適用される。

これらの改正に伴い関係通知を下記のとおり改正し、令和 8 年 6 月 1 日から適用することとするので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

記

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）の一部改正

別紙 1 のとおり改正する。

- 2 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号）の一部改正

別紙 2 のとおり改正する。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

新	旧
第一 （略） 第二 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項 1～3 （略） 4 訪問看護費 (1)～⁽³⁰⁾ （略） <u>(31) 介護職員等処遇改善加算について</u> 訪問介護と同様であるので、2の⁽²⁵⁾を参照されたい。 5 訪問リハビリテーション費 (1)～⁽¹⁶⁾ （略） <u>(17) 介護職員等処遇改善加算について</u> 訪問介護と同様であるので、2の⁽²⁵⁾を参照されたい。 <u>(18)</u> （略） 6～9 （略） 第三 居宅介護支援費に関する事項 1～19 （略） <u>20 介護職員等処遇改善加算について</u> 介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「<u>介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について</u>」）を参照すること。	第一 （略） 第二 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項 1～3 （略） 4 訪問看護費 (1)～⁽³⁰⁾ （略） （新設） 5 訪問リハビリテーション費 (1)～⁽¹⁷⁾ （略） （新設） <u>(17)</u> （略） 6～9 （略） 第三 居宅介護支援費に関する事項 1～19 （略） （新設）

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日付け老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号）（抄）

新	旧
第一 （略） 第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項 1・2 （略） 3 介護予防訪問看護費 (1)～(27) （略） <u>(28) 介護職員等処遇改善加算について</u> <u>介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2 (12)を参照のこと。</u> 4 介護予防訪問リハビリテーション費 (1)～(15) （略） <u>(16) 介護職員等処遇改善加算について</u> <u>介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2 (12)を参照のこと。</u> <u>(17) （略）</u> 5～10 （略） 11 介護予防支援 (1)～(5) （略） <u>(6) 介護職員等処遇改善加算について</u> <u>介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。</u>	第一 （略） 第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項 1・2 （略） 3 介護予防訪問看護費 (1)～(27) （略） （新設） 4 介護予防訪問リハビリテーション費 (1)～(15) （略） （新設） <u>(16) （略）</u> 5～10 （略） 11 介護予防支援 (1)～(5) （略） （新設）